

民生委員・児童委員各地区会長に 活動への思いを伺いました



大字陀地区会長

Q. やりがい、この活動の魅力は？

住民の身近な相談相手として地域を支えることにやりがいを感じ、活動を通じた自己成長も大きな魅力です。

Q. 活動の中で大変だと感じることは？

見守りや会議など時間の確保に加え、相手に寄り添う訪問活動における日程調整の難しさを大変に感じます。また、高齢化による担い手不足や空き家増加にともなう防犯不安に対し、地域全体で支え合う仕組みづくりが急務だと考えています。

Q. 大切にしていることは？

日頃からの見守りや人とのつながりを重んじ、気軽に相談できる親しみやすい民生児童委員でありたいです。



菟田野地区会長

Q. やりがい、この活動の魅力は？

皆さんとの出会いを通じて教わることがたくさんあり、視野が広がりました。また、ほかの民生委員さんとも仲良くなり、今住んでいる地域をさらに大切にしていきたいと思うようになりました。

Q. 活動の中で大変だと感じることは？

これは大変というよりは自分の未熟さなのですが、皆さんの思いに寄り添うことができているのかどうか不安になることがあります。

Q. 大切にしていることは？

地域の皆さんの相談相手として、困っていることなどを一緒に考えて、行政へと「つなぐ」パイプ役を果たすことです。



榛原地区会長

Q. やりがい、この活動の魅力は？

民生委員になると、様々な研修に参加できる機会に恵まれます。自分のスキルアップにつながり、充実した日々が送れることです。

Q. 活動の中で大変だと感じることは？

地域に住む方には、様々な考えを持つ方がいます。自分の考えと合わなくても傾聴する気持ちと、相手を思いやる気持ちを忘れないことを意識しています。また、地域の高齢化率が上がると同時に、独居の方も増えてきています。行政だけに頼るのではなく、地域で支え合うことが大切だと思います。

Q. 大切にしていることは？

相手の人権を尊重し、相手の立場に立ち、話を聞き、相手を思いやる気持ちを持って自分の考えを押しつけないことを大切にしています。



室生地区会長

Q. やりがい、この活動の魅力は？

何回訪れても、うつむいて終始無言の方がおりました。数日経ったある日、柱の脇から静かに「おはようございます」と答えてくれました。やりがいを感じたのがこの瞬間です。この活動の魅力はこうして人の輪が広がることです。

Q. 活動の中で大変だと感じることは？

大変と感じるのは、私たちとは何の権限もなく、気になっても個人情報などで、知ることとはできないことです。

Q. 大切にしていることは？

近所付き合いも、うとましいと思ひ孤独な方もおられますが、個人を敬い、話すことより聞くことが大事と考えます。

地域に寄り添う身近な相談相手 民生委員・児童委員の活動

問 厚生保護課 (☎ 82・2221 / IP ☎ 88・9079)

民生委員・児童委員は地域の皆さんが安心して暮らせるように生活上の困りごとや心配ごとの相談にのり、必要な支援へつなぐパイプ役です。

関係機関と協力しながら、誰もが住みやすいまちづくりを目指しています。

主な活動内容

○相談・支援



高齢者や子育て世帯、生活に困っている方などの相談にのり、必要な支援やサービス情報を提供します。

○見守り活動



ひとり暮らしの高齢者や、支援が必要な方の見守りを行い、声かけや訪問を通じて安心を届けます。

○子ども・子育て支援



子どもたちの登下校の見守りや子育ての悩み相談など、安心して子育てができるようサポートします。

○地域のつなぎ役



行政や学校、福祉機関などと連携し、地域住民の困りごとや心配ごとの解決に向けて取り組みます。

■民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づいて厚生労働大臣から委嘱を受けた「特別職の地方公務員」です。任期は3年で、報酬はありません。



▲大字陀



▲菟田野



▲榛原



▲室生

宇陀市民生児童委員連合会

大宇陀地区民生児童委員協議会	菟田野地区民生児童委員協議会	榛原地区民生児童委員協議会	室生地区民生児童委員協議会
主任児童委員 民生委員・児童委員 23 2 人	主任児童委員 民生委員・児童委員 15 2 人	主任児童委員 民生委員・児童委員 32 2 人	主任児童委員 民生委員・児童委員 18 2 人
計 25 人	計 17 人	計 34 人	計 20 人

(定数 96 人)

民生委員・児童委員 主任児童委員に関する



Q. どんなことを相談できますか？

A. 生活の困りごとや不安、子育ての悩みなど幅広い内容についてご相談いただけます。なお、各地区で定期的に心配ごと相談の窓口を設置しています。

Q. 相談した内容は他の人に知られますか？

A. 民生委員・児童委員、主任児童委員には守秘義務があり、(民生委員法第 15 条) 個別の相談など、活動を通じて知りえた個人の秘密は守られます。また、民生委員・児童委員、主任児童委員を退任した後も守秘義務は課せられています。

Q. どんな人が民生委員・児童委員、主任児童委員になっているのですか？

A. 地域にお住まいの方で、地域の実情をよく知り、常に住民の立場にたって相談に応じることができ、福祉活動やボランティア活動などに理解と熱意があるなどの要件を満たす方から民生委員・児童委員、主任児童委員が選ばれます。選考に当たっては、公正な手続きを経て推薦、委嘱されます。

地域を支える民生委員・児童委員 担い手不足が課題となっています

民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手として、日頃から市民の皆さまとのつながりを築きながら活動されています。近年、社会構造の変化にともない、全国的に民生委員・児童委員の担い手不足が課題となっています。本市においても現在 2 名の欠員が生じており、欠員地区については、市や関係機関が連携し市民の皆さまが必要な支援や相談につながるような対応を行っているのが現状です。

「自分にできるだろうか?」「特別な資格がないと難しいのでは?」と思われるかもしれませんが、いつも通り地域で暮らすなかで、地域の様子に少し目を配っていただくことが一番の活動であり、市民の皆さまと行政や福祉サービスの“つなぎ役”となっていいただくことが役目となります。

地域福祉は、誰か一人が頑張るものではなく、みんなで少しずつ支え合うものです。誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、民生委員・児童委員活動へのご理解とご協力をお願いします。



子どもや子育て家庭を支える 主任児童委員の活動

主任児童委員は、児童福祉法に基づいて、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣に指名された委員で、特定の地区を担当せず妊婦や乳幼児・児童など子育て家庭に関することを専門に担当しています。

学校や関係機関と連携しながら、地域の子どもたちや子育て家庭を見守り、安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。

主な活動内容

○民生委員・児童委員のサポート

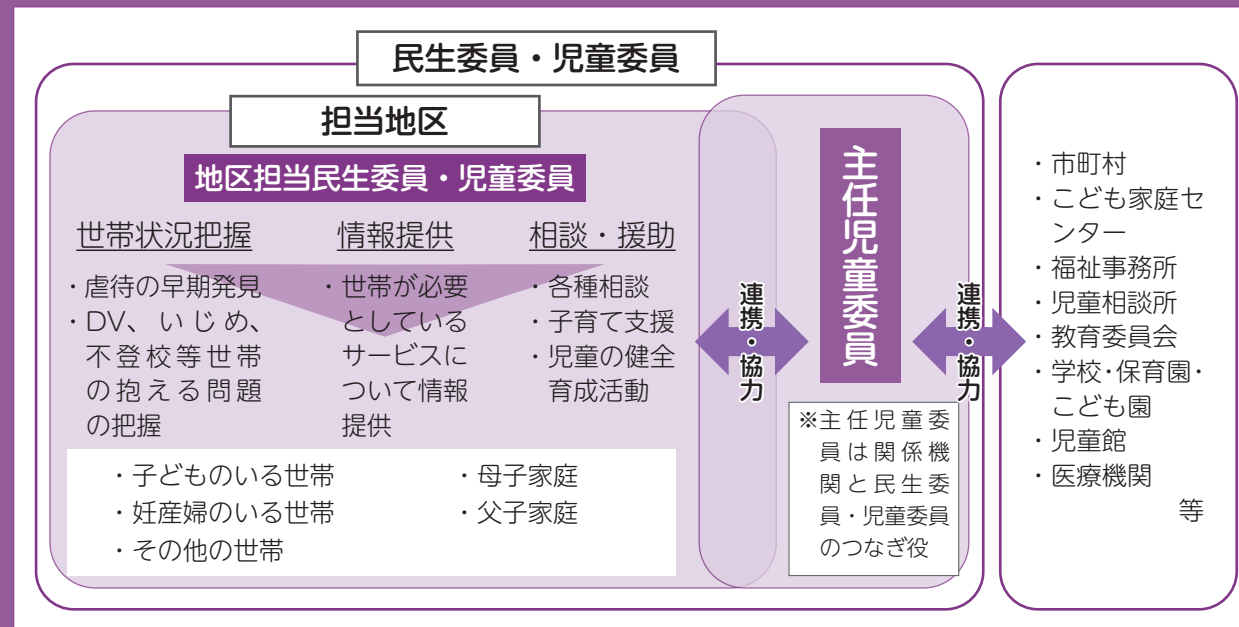


地区担当の民生委員・児童委員と協力し、専門的な視点から乳幼児や児童、子育て家庭の見守りを支援します。

○学校や関係機関との連携



学校やこども園、子育て支援機関などと情報を共有し、子どもたちの健やかな成長を支えます。



主任児童委員

市からの推薦により、厚生労働大臣から指名されます。

▼大宇陀



紙谷さん 部谷さん

▼菟田野



馬場さん 小泉さん

▼榛原



樋口さん 西田さん

▼室生



中上さん 中村さん